



賃貸くらし安心保険

賃貸マンション・アパートなどにお住まいの方におすすめします！



少額短期保険会社
セーフティージャパン・リスクマネジメント株式会社

賃貸くらし安心保険は、大切な家財の補償と、日常生活での損害賠償や貸主さんへの補償をサポートします!!

このパンフレットは、賃貸くらし安心保険の概要について説明したもので、詳しくは弊社または取扱代理店にお問い合わせください。ご契約にあたっては、重要事項説明書（契約概要および注意喚起情報）を必ずお読みください。

対象となる事故		①火災	②落雷	③破裂・爆発	④風災・雷(ひょう)災・雪災	⑤住宅外部からの物体の落下・飛来・衝突等	⑥給排水設備に生じた事故等による水濡れ	⑦騒擾(じょう)・集団行動等による破壊行為等	⑧水災 台風・暴風雨等による洪水、土砂崩れ等	⑨盗難※	⑩不測かつ突発的な事故(破損・汚損等)
物保険	家財の補償	借用住宅に収容される家財に、①から⑩までの事故によって生じた損害が対象です。保険金額を限度として、実際の損害額を損害保険金としてお支払いします。 ④は、保険金額の5%を上限としてお支払いします。 ⑧は、保険の対象の再調達価額の30%以上の損害または床上浸水を被った場合に、保険金額の5%を上限としてお支払いします。 ⑩は、50万円を限度として、実際の損害額から自己負担額(免責金額)3万円を差し引いた残額を損害保険金としてお支払いします。									
	引越し中の家財の補償	保険の対象を住宅から転居先の住宅へ運送中において、①から⑦および⑨と⑩の事故によって保険の対象に生じた損害に対して、事故の種類ごとに定められた損害保険金の額を、100万円を限度としてお支払いします。 ⑧は、補償の対象ではありません。									
費用保険	借用住宅の修理費用	100万円または保険の対象の保険金額の20%に相当する額のいすれか低い額を限度額として、修理費用の実費から自己負担額(免責金額)3,000円を差し引いた残額をお支払いします。 ①から⑨までの事故以外の不測かつ突発的な事故は、1回の事故につき、その損害の額が10万円以上になった場合に修理費用保険金をお支払いします。									
	罹災時諸費用	①から⑧までの損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対して、50万円を限度として、損害保険金の5%をお支払いします。 ⑨および⑩は、補償の対象ではありません。									
	残存物取片づけ費用	①から⑩までの損害保険金が支払われる場合において、損害保険金の5%を限度として、損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用で、取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用等の実費を残存物取片づけ費用保険金をお支払いします。									
	損害防止費用	①から③で、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な費用のうち、消火薬剤の再取得費用等の実費となる損害防止費用保険金をお支払いします。 ④から⑩までは、補償の対象ではありません。									

賠償責任保険	借家人賠償	貸主さんへの賠償事故を補償 火災、破裂・爆発、給排水設備に生じた事故による水濡れ、盗難または前記の事故以外の不測かつ突発的な事故により、借用する住宅に損害を与えた結果、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担する場合に、1回の事故につき個人賠償と合わせて1,000万円を限度として、賠償責任保険金をお支払いします。 ただし、上記の不測かつ突発的な事故は、損害額が10万円以上の場合のみ対象となります。	借家人賠償 火災をおこし、戸室を焼失させた	個人賠償 ベランダから植木鉢が落ちて通行人にケガを負わせた
	個人賠償	日常生活での賠償事故を補償 保険の対象となる家財を収容する住宅の使用・管理または日常生活に起因する偶然な事故により、他人の身体を傷つけたり、他人の財物に損害を与えた結果、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、1回の事故につき借家人賠償と合わせて1,000万円を限度として、賠償責任保険金をお支払いします。		

下記の費用を借用住宅の修理費用と合計し、100万円または保険の対象の保険金額の20%に相当する額のいすれか低い額を限度として、保険期間中に1回に限り、実費をお支払いします。

費用保険	ドアロック交換費用	ドア交換費用	ピッキング再発防止費用	住宅における被保険者死亡による損害費用	凍結事故損害費用
	3万円限度	10万円限度	3万円限度	30万円限度	10万円限度
	日本国内において住宅の玄関ドアの鍵が盗取された場合は、事故の日から180日以内に支出したドアロックの交換に必要な費用に対して、ドアロック交換費用保険金をお支払いします。	盗難によって住宅の玄関ドアが破壊された場合、ドア交換費用をお支払いします。	盗難あるいはいたずらによって住宅の玄関ドアのロックを解錠または使用不能にされた場合、同様な事故を防止する目的で事故の日から180日以内に支出したドアロックの交換費用、もしくは防犯装置の費用に対してピッキング再発防止費用保険金をお支払いします。	住宅における被保険者死亡により、住宅に損害が発生した場合、その損害費用をお支払いします。	不測かつ突発的な事故により住宅に損害が発生した場合、凍結事故損害費用をお支払いします。

物保険の対象	家財の補償(物保険)の対象となるもの	家財の補償(物保険)の対象に含まれないもの	⑨盗難※貴金属・宝石等、通貨・乗車券等・預貯金証書の盗難の場合
	①保険の対象は、日本国内に所在する住宅に収容されている被保険者所有の家財です。 ②被保険者と生計を共にする親族の所有する家財で住宅に収容されているものも含みます。 ③生活の用に供する通貨、乗車券等または預貯金証書に盗難による損害が生じたときは、保険の対象とします。	①自動車(自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。なお、原動機付自転車とは、総排気量が125cc以下のものをいいます。) ②通貨、有価証券、預貯金証書、クレジットカード、印紙、切手、乗車券等その他これらに類するもの ③商品、製品、原材料および営業用の什(じゅう)器、備品、設備、装置その他これらに類するもの ④貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董(とう)、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの ⑤稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの	1回の事故につき貴金属・宝石等(注)の盗難は時価額100万円を限度、通貨・乗車券の盗難は20万円を限度、預貯金証書の盗難は200万円を限度として損害保険金をお支払いします。 (注) 貴金属・宝石等は1個または1組が30万円を超えるものは対象外です。

保険金をお支払いできない主な場合 (2014.12改)

<物保険金・費用保険金・損害防止費用・賠償責任保険金(共通)>をお支払いできない主な場合

- ①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ②地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染されたものの放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

<物保険金>をお支払いできない主な場合

- ①保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ②被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ③保険契約者または被保険者が所有または運転する車両またはその積載物の衝突または接触。ただし、転居先の住宅に運送中の保険の対象について生じた損害に対しては、損害保険金を支払います。
- ④事故の際ににおける保険の対象の紛失または盗難
- ⑤保険の対象が住宅の屋外にある間に生じた事故。ただし、転居先の住宅に運送中の保険の対象について生じた損害に対しては、損害保険金を支払います。

<費用保険金・損害防止費用>をお支払いできない主な場合

- ①保険契約者、被保険者、住宅の貸主またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ②被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ③保険契約者、被保険者または住宅の貸主が所有または運転する車両またはその積載物の衝突または接触

<賠償責任保険金>をお支払いできない主な場合

- ①保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意
- ②被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害
 - ・被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
 - ・専ら被保険者の職務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
 - ・被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
 - ・被保険者の使用者が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
 - ・被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
 - ・被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任。ただし、火災、破裂、爆発、給排水設備に生じた事故による水濡れ、盗難またはそれらの事故以外の不測かつ突発的な事故によって借用する住宅に損害が発生した場合の住宅の貸主に対する損害賠償責任に対しては、保険金を支払います。
 - ・被保険者が住宅を貸主に引き渡した後に発見された住宅の損壊に起因する損害賠償責任
 - ・被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
 - ・被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
 - ・航空機、船舶、車両または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

不測かつ突発的な事故による<物保険金>をお支払いできない主な場合

- ①差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害
- ②保険の対象の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と同居の親族の故意によって生じた損害
- ③保険の対象の欠陥によって生じた損害
- ④保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等によって生じた損害
- ⑤保険の対象に対する加工、修理または調整の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
- ⑥保険の対象に生じたすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ちその他単なる外観上の損傷であって、保険の対象の機能に直接関係のない損害
- ⑦不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故または機械的事故によって生じた損害
- ⑧保険の対象の置き忘れまたは紛失によって生じた損害
- ⑨詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害
- ⑩土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害

不測かつ突発的な事故による<費用保険金・損害防止費用および賠償責任保険金(共通)>をお支払いできない主な場合

- ①差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。
- ②住宅の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と同居の親族の故意によって生じた損害。
- ③住宅の欠陥によって生じた損害。
- ④住宅の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等によって生じた損害
- ⑤住宅に対する加工、修理または調整の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
- ⑥住宅に生じたすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ちその他単なる外観上の損傷であって、住宅の機能に直接関係のない損害
- ⑦不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない住宅の電気的事故または機械的事故によって生じた損害
- ⑧詐欺または横領によって住宅に生じた損害
- ⑨土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害
- ⑩電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害。
- ⑪被保険者負担（賠償責任保険については、住宅の貸主負担）の原状回復費用

法人特約(法人等契約被保険者特約)

保険の対象となる家財を収容する住宅に契約者である法人等(個人事業主を含む)の従業員等(役員または使用人)が居住する場合に適用します。
この特約が適用される場合、被保険者を入居者(法人等の従業員等で、かつ法人等が借用する住宅に居住する者)とします。

植物特約

この特約が付帯されていますので、保険の対象に観賞用植物を含めます。

同居人特約(同居人被保険者特約)

保険の対象となる家財を収容する住宅に同居人が居住する場合に適用します。
この特約が適用される場合、被保険者に被保険者の同居人※を含みます。
※同居人は、住宅の賃貸借契約またはその入居に際して契約者から不動産仲介業者もしくは住宅管理会社等に提出される書面上の借主および同居人に限ります。

自動継続

保険契約の満了する日の前日までに、更新しない旨の意思表示がない場合には、同一の内容で自動的に継続して更新します。

保険期間

保険期間は2年以内です。

保険料およびお支払い方法

申込書にてご確認ください。

保険料の所得控除

賃貸くらし安心保険の保険料は、地震保険料控除および生命保険料控除のいずれにも該当いたしません。

家財の補償額(物保険金額)の目安

●賃貸くらし安心保険の家財の補償(物保険)の保険金額の上限は1,000万円です。

世帯主の年齢	入居人数	1名	おとな2名	おとな2名 こども1名	おとな2名 こども2名
29歳以下		500万円	580万円	660万円	
		650万円	730万円	810万円	
		800万円	880万円	960万円	
		950万円	1,000万円	1,000万円	
		1,000万円	1,000万円	1,000万円	

おとなは18歳以上、こどもは18歳未満としています。

(2014.12改)

賠償事故直接請求特約

賠償責任によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、弊社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、弊社に対して損害賠償金の支払を請求することができます。

コンビニ払特約(コンビニエンストア等払込特約)

コンビニエンストア等にて、払込期日までに、保険料をお支払いください。

賃貸くらし安心保険 重要事項説明書(2014.12改)

- ◇この「賃貸くらし安心保険 重要事項説明書」は、賃貸くらし安心保険の内容について、重要な事項（契約概要および注意喚起情報）を説明したものです。必ずお読みいただき、内容をご確認ください。
- ◇ご契約者と被保険者が異なる場合は、保険契約についての重要な事項を被保険者にご説明ください。
- ◇本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。契約内容の詳細は、賃貸くらし安心保険普通保険約款および特約をご参照ください。なお、ご不明な点は、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

『契約概要』

1. 商品の仕組み

- (1) 火災をはじめとする様々な偶然な事故により、住居に使用される借用建物（以下「住宅」といいます。）に収容される家財が損害を受けた場合および被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合に保険金をお支払いします。
- (2) 保険金は保険金額を限度に、新価（再調達価額）基準に基づく実際の損害額の全額をお支払いします。ただし、損害の内容によっては、お支払いする保険金に限度額や免責額があります。
- (3) 賃貸くらし安心保険では、地震・噴火またはこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）を原因とする損壊・埋没・流失による損害だけでなく、地震等による火災（延焼・拡大も含みます。）損害や、火元の発生原因を問わず地震等で延焼・拡大した損害についての損害保険金はお支払いできません。（地震保険をご希望の場合は、賃貸くらし安心保険以外の保険のご契約をおすすめします。）

2. 保険金をお支払いする主な場合

- (1) (2)損害保険金と(3)費用保険金の合計額が1,000万円を超える場合は、1,000万円を限度に保険金を支払います。
- (2) 損害保険金
損害保険金をお支払いする場合は次のとおりです。詳しくは、賃貸くらし安心保険普通保険約款および特約をご確認ください。

事故の種類	お支払いする損害保険金の額	支払限度額(1回の事故につき)
① 火災、落雷、破裂または爆発	損害額	保険金額
② 風災、雹(ひょう)災、雪災	損害額	保険金額の5%
③ 水災(再調達価額の30%以上の損害または床上浸水の場合に限ります。)	損害額	保険金額
④ 住宅外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊	損害額	保険金額
⑤ 給排水設備に生じた事故に伴う水濡れまたは被保険者以外の者が占有している戸室で生じた事故に伴う水濡れ。ただし給排水設備自体に生じた損害を除きます。	損害額	保険金額
⑥ 騒擾(じょう)または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為	損害額	保険金額
⑦ 盗難によって生じた盗取、損傷または汚損	損害額	保険金額
⑧ ①～⑦および⑩以外の不測かつ突発的な事故	損害額-3万円	50万円
⑨ 転居に伴う運送中の家財に発生した①、②および④～⑧の事故	(注1)	100万円
⑩ 住宅内における生活用の通貨、乗車券等および預貯金証書の盗難	損害額	(注2)

(注1)損害保険金をお支払いする事故の種類ごとに定められた損害保険金の額になります。

(注2)通貨または乗車券等の盗難の場合は、1世帯ごとに20万円が限度になります。預貯金証書の盗難の場合は、1世帯ごとに200万円または保険金額のいずれか低い額が限度になります。

3. 費用保険金・損害防止費用

損害保険金とは別にお支払いする主な費用保険金は次のとおりです。詳しくは、賃貸くらし安心保険普通保険約款および特約をご確認ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	支払限度額(1回の事故につき)
修理費用保険金	前記(2)の①～⑧の事故により住宅が損害を受け、被保険者が住宅の貸主との契約に基づいて自己の費用で修理した場合(注1)	1世帯ごとに修理費用の額-3,000円	100万円または保険金額の20%のいずれか低い額(注2)
罹災時諸費用保険金	前記(2)の①～⑥の事故で損害保険金が支払われる場合	損害保険金×5%	1世帯ごとに50万円
残存物取片づけ費用保険金	前記(2)の①～⑧および⑩の事故で損害保険金が支払われる場合で、残存物の取り片づけ費用を支出した場合	清掃費用、搬出費用などの実際に負担した費用	損害保険金の5%
損害防止費用	前記(2)の①の事故で、損害の発生・拡大の防止のために必要または有益な費用を支出した場合	実費(注3)	—

(注1)水災の事故は、再調達価額の30%以上の損害または床上浸水の場合に限りません。

(注2)(1)～(7)および⑩以外の不測かつ突発的な事故については、1回の事故につき、損害額が10万円以上の場合に修理費用保険金を支払います。

(注3)消火薬剤等の再取得費用や消防活動により損傷したものの修理費用等に限ります。

4. 賠償責任保険金

(2)損害保険金および(3)費用保険金・損害防止費用とは、別枠で1,000万円を限度に賠償責任保険金を支払います。

被保険者が、次のような法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

- ① 借家人賠償責任
住宅が被保険者の責めに帰すべき事由に起因する火災、破裂・爆発、給排水設備に生じた事故による水濡れ、盗難または前記の事故以外の不測かつ突発的な事故(注)により損害を受けたために、住宅の貸主に対して負担する法律上の損害賠償責任
(注)この不測かつ突発的な事故については、1回の事故につき損害額が10万円以上の場合のみ対象となります。
- ② 個人賠償責任
住宅の使用・管理または日常生活に起因する偶然な事故により、他人の身体を傷つけたり、他人の財物に損害を与えた結果、負担する法律上の損害賠償責任

3. 保険金をお支払いできない主な場合

『注意喚起情報』の「8. 保険金をお支払いできない主な場合」をご参照ください。

4. 保険期間、保険料および保険料の払い込み方法

お客様がご契約される保険期間、保険料および保険料の払い込み方法は申込書にてご確認ください。

5. 保険金額(契約プラン)の選択

保険金額は選択いただいた契約プランにより決定されます。契約プランの選択にあたっては、パンフレット等に記載の「家財の補償額(物保険金額)の目安」を参考に、ご自身の家財の所有実態に合ったプランをご選択ください。保険金額が所有する家財の再調達価額に不足していると、事故の際に十分な補償が受けられない可能性があります。また、家財の再調達価額を設定しても、損害保険金の支払額は、家財の再調達価額が限度となります。

6. 保険者の範囲を変更する特約とその概要

賃貸くらし安心保険普通保険約款で定める被保険者の範囲を変更する特約とその概要は次のとおりです。その他の特約の内容等詳しくは、賃貸くらし安心保険普通保険約款および特約をご確認ください。

- (1) 法人等契約被保険者特約(自動的にセットされる特約)

ご契約者が法人等(個人事業主を含みます。)で、住宅に法人等の従業員等が居住する場合に適用される特約です。この特約により入居者交替時の変更手続が不要になります。

- (2) 同居人被保険者特約(自動的にセットされる特約)

住宅に被保険者の同居人(※)が居住する場合に適用される特約です。この特約により、賃貸くらし安心保険普通保険約款で定める被保険者に同居人に追加します。
(※)住宅の賃貸借契約またはその入居に際して契約者から不動産仲介業者もしくは住宅管理会社等に提出される書面上の借主および同居人に限ります。

7. 満期返戻(れい)金・契約者配当金

満期返戻(れい)金・契約者配当金はありません。

8. 解約返戻(れい)金の有無

ご契約を解約される場合には、弊社までご連絡ください。なお、解約に際しては、ご契約の保険期間のうち未経過の期間に対して所定の保険料を返還させていただくことがあります。詳しくは、弊社までお問い合わせください。

『注意喚起情報』

1. 弊社がお引き受けする保険契約について

弊社は少額短期保険業者として以下の引受条件のすべてに該当する保険契約の引受を行っています。

- (1) 保険期間が2年以内

- (2) 1被保険者の保険金額の合計額が1,000万円以内(注)

(注)賠償責任保険は別枠で1,000万円以内とします。弊社と複数の保険契約を締結する場合、保険引受額および保険金支払額の上限を1,000万円とします。

- (3) 1保険契約者の被保険者の総数は100人以内

申し込まれた保険契約が上記の引受条件の範囲を超える場合は、お引き受けできません。

2. クーリング・オフについて

ご契約のお申込み後であっても、クーリング・オフ(ご契約申込みの撤回または解除)を行うことができます。

- (1) 申込みされた日または本書面を受領された日のいずれか遅い日から8日以内であれば、クーリング・オフを行うことができます。

(2) クーリング・オフされる場合は、上記期間内(8日以内の消印有効)に弊社あてに必ず郵送にてご通知ください。ご契約を申し込まれた取扱代理店では、クーリング・オフのお申出を受け付けることはできませんので、ご注意ください。

(3) クーリング・オフされた場合には、すでに支払いになった保険料は、速やかにお客様にお返しいたします。また、弊社および取扱代理店はクーリング・オフによる損害賠償または違約金は一切請求しません。

- (4) クーリング・オフを希望される場合は、ハガキ等での次の事項をご記入のうえ、弊社まで郵送ください。

①ご契約をクーリング・オフする旨のお申出 ②保険契約者の住所、氏名(捺印)、連絡先電話番号

③ご契約を申し込まれた年月日 ④管理番号、証券番号または領収証番号のいずれか

⑤ご契約を取り扱った弊社代理店名

3. 告知義務(ご契約時に申出いただく義務)等

- (1) 告知義務

ご契約者または被保険者となる方は、申込書に記載された危険(損害の発生の可能性をいいます。)に関する重要な事項のうち、弊社が告知を求める項目(告知事項)について、ご契約時に事実を正確にお申出いただく義務(告知義務)があります。

- (2) 告知義務違反

ご契約者または被保険者となる方の故意または重大な過失によって、告知事項について、事実をお申出いただかなかった場合や事実と異なることをお申出された場合には、ご契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。

4. 通知義務(ご契約後にご通知いただく義務)等

- (1) 通知義務

ご契約者または被保険者は、ご契約の後、告知事項に変更が発生した場合は、遅滞なくその旨を弊社まで通知いただく義務(通知義務)があります。

- (2) 通知義務違反

ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、遅滞なくご通知いただけなかった場合は、ご契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。

- (3) その他ご通知いただく事項

次の場合は、弊社までご通知ください。

・ご契約における家財の保険金額を実際の評価額より高く設定していたことに気づいた場合

・家財の再調達価額が著しく減少した場合

・ご契約者の住所を変更した場合

・被保険者が保険の対象を譲渡する場合

- (4) 引受範囲外の解除について

次の場合は、保険の対象が賃貸くらし安心保険でお引受けできる条件の対象外となるため、保険契約の中途であってもご契約を解除させていただくことがあります。

- ・保険の対象が日本国外に移転した場合
- ・保険の対象を収容する建物が住居として使用されなくなった場合(注)

(注)賃貸くらし安心保険以外の保険のご契約をおすすめします。

5. 重大事由による解除

次のいずれかに該当する事由がある場合には、この保険契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険契約者または被保険者が、弊社に保険金を支払わせることを目的として損害を発生させようしたり、実際に発生させた場合
- ②被保険者が、保険金の請求について詐欺を行った場合
- ③保険契約者または被保険者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合

6. 無効・取消し・失効

(1) 無効

- ①ご契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合は、この保険契約は無効となります。既にお支払いいただいた保険料は返還できません。
- ②保険期間の初日までに保険料が払い込まれない場合、この保険契約は無効となります。

(2) 取消

ご契約者または被保険者の詐欺または強迫によって契約を締結した場合は、この保険契約は取消となります。既にお支払いいただいた保険料は返還できません。

(3) 失効

- ①住宅の明け渡しと同時に保険契約は失効します。
- ②被保険者が借用住宅以外に転居した場合、保険契約は失効します。

③この保険契約が失効した場合は、ご契約の保険期間のうち、未経過の期間に対して所定の保険料を返還します。

7. 保険責任開始時期

(1) 保険責任は、保険期間の初日に始まります。

(2) 保険料は、ご契約と同時にお支払いください。保険期間が始まった後であっても、保険料を領収する前に生じた事故による損害に対しては保険金をお支払いできません。

8. 保険金をお支払いできない主な場合

次の場合は、保険金をお支払いできません。詳しくは、賃貸くらし安心保険普通保険約款および特約をご確認ください。

- ①ご契約者や被保険者等の故意・重大な過失または法令違反によって生じた損害
- ②戦争、外国の武力行使、内乱、暴動、核燃料物質等によって生じた損害など
- ③地震・噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を原因とする損壊・埋没・流失による損害のほか、地震等による火災(延焼・拡大を含みます。)損害や火元の発生原因を問わず地震等によって延焼・拡大した場合
- ④次のは、保険の対象となりません。

・1個または1組の価額が30万円を超える貴金属・宝玉および宝石ならびに書画、骨董(とう)、彫刻物その他の美術品

・稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの

・自動車(注1)

・通貨、有価証券、預貯金証書、クレジットカード、印紙、切手、乗車券等(注2)その他これらに類するもの(注3)

(注1)自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車(総排気量が125cc以下のもの)を除きます。

(注2)鉄道、船舶、航空機等の乗車券、宿泊券、観光券および旅行券をいいます。ただし、定期券を除きます。

(注3)住宅内における「通貨・乗車券等・預貯金証書」の盗難に限り、損害保険金をお支払いします。

⑤「不測かつ突發的な事故」のうち、次の損害(主なもの)

・自然の消耗もしくは劣化によって生じた損害

・性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他類似の事由によって生じた損害

・ねずみ食いもしくは虫食い等によって生じた損害

・すり傷、かき傷、塗料のはがれ落ちその他単なる外観上の損傷であって、保険の対象の機能に直接関係のない損害

・不測かつ突發的な外來の事故に直接起因しない電気的事故または機械的事故によって生じた損害

・置き忘れまたは紛失によって生じた損害

・義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類するものについて生じた損害

・携帯電話(PHSを含みます。)等の移動体通信端末機器およびこれらの付属品について生じた損害

・携帯式電子機器(ノート型のパソコン、携帯ゲーム機、電子手帳等)およびこれらの付属品について生じた損害

・自転車および原動機付自転車ならびにこれらの付属品について生じた損害

・動物および植物について生じた損害

・原状回復費用など

9. 解約と解約返戻(れい)金

ご契約を解約される場合には、弊社までご連絡ください。なお、解約に際しては、ご契約の保険期間のうち未経過の期間に対する所定の保険料を返還させていただくことがあります。詳しくは、弊社までお問い合わせください。

《ご契約内容の解約に伴う返還保険料》

解約される場合の返還保険料の計算方法の概要は下記のとおりとなります。

(1) 保険期間が1年の場合

保険料 × (1 - 既経過期間に対応する短期率(※)) = 返還保険料

(※)短期率は、既経過期間に応じて、次の係数を適用します。

既経過期間	1か月まで	2か月まで	3か月まで	4か月まで	5か月まで	6か月まで
短期率	25%	35%	45%	55%	65%	70%
既経過期間	7か月まで	8か月まで	9か月まで	10か月まで	11か月まで	12か月まで
短期率	75%	80%	85%	90%	95%	100%

※それぞれ、1か月に満たない期間は「1か月」として計算します。

(2) 保険期間が2年の場合

- ①既経過期間が12か月以下の場合
1年目の部分については、「(1)保険期間が1年の場合」を適用し、2年目の部分については、保険料の全額を返戻します。
- ②既経過期間が13か月以上の場合
2年目の部分において、「(1)保険期間が1年の場合」を適用し、返還保険料を計算します。

10. 保険会社破綻時等の取扱い

この保険契約は、保険契約者保護機構への移転等の補償対象契約ではなく、弊社に対しては同機構が行う資金援助等の措置の適用はありません。

11. 保険契約の更新について

- (1) この保険契約が満了する日の前日までに、保険契約者より、更新しない旨の意思表示がない場合には、同一の内容で保険契約を自動的に継続して更新します。
- (2) 保険契約を継続するにあたり、収支予測、その他の方法により保険料率の妥当性を検証し、その検証結果を踏まえ、更新時に保険料の増額または保険金額の減額を行なうことがあります。
- (3) この保険契約が不採算となり、更新契約の引受けが困難になった場合には、保険契約の更新をお引き受けできることがあります。

12. 保険期間中の保険料の増額または保険金額の減額について

この保険契約の計算の基礎に特に著しい影響を及ぼす事情が発生した場合には、保険期間中に保険契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。

13. 保険金の削減払いについて

保険金の支払事由が集積し、経営維持に重大な影響があると認められる場合に限り、保険金を削減して支払うことがあります。

14. 事故が発生した場合にご注意いただきたいこと

- (1) ご契約いただいた保険契約で補償される事故が発生した場合は、遅滞なく弊社事故受付センターまでご連絡ください。事故のご連絡が遅れますと、保険金のお支払いが遅れることや、保険金の全部または一部をお支払いできないことがあります。
- (2) 補償内容が重複する他の保険契約等がある場合は、事故のご連絡の際にお申出ください。

(3) 火災などの事故が発生した場合は、損害のあったものの確認が必要となりますので、焼けたもの等を弊社の調査前に処分されないようにしてください。

(4) 賠償責任にかかる事故が発生した場合には、必ず弊社にご相談ください。弊社の承認がないままで、被害者に対して損害賠償責任を承認された場合には、保険金をお支払いできないことがあります。

(5) 他の保険契約等がある場合の保険金のお支払い

補償内容が重複する他の保険契約等があり、かつそれぞれの支払責任額の合計額がこの保険契約の支払限度額を超える場合、賃貸くらし安心保険普通保険約款および特約をご確認ください。

(6) 保険金の請求時に必要となる書類等
被保険者には、弊社が求める書類をご提出していただく必要があります。

(7) 保険金をお支払いする時期

弊社は、(6)の書類をご提出いただいたからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要となる項目の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合は、弊社は別に定める期日までに保険金をお支払いします。詳しくは、弊社までお問い合わせください。

(8) 保険金の代理人請求

意思判断能力を著しく失った場合等、被保険者に保険金を請求できない事情がある場合には、これらの方の親族が代理人として被保険者に代わって保険金を請求できる場合があります。詳しくは、弊社までお問い合わせください。

(9) 保険金の請求権の時効

保険金請求権については、時効(3年)がありますので、ご注意ください。保険金請求権が発生する時期などの詳細は賃貸くらし安心保険普通保険約款および特約をご確認ください。

(10) 損害賠償請求権者の先取特権

事故にかかる損害賠償請求権者は、被保険者の弊社に対する保険金請求権について先取特権を有します。

15. 保険金支払後の保険契約

賃貸くらし安心保険は、損害保険金のお支払いが何回あっても保険金額は減額されずにご契約は満期日まで有効です。

16. 支払時情報交換制度について

弊社は、一般社団法人日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払いまたは保険契約の解除、取消し、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。

※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険会社等の社名につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会ホームページ(<http://www.shougakutanki.jp/>)をご参照ください。

保険に関するご相談・苦情・お問い合わせ

お客様相談室 フリーイヤル 0120-576-225

受付時間:月曜日から金曜日 午前9時30分～午後5時30分(祝日および年末年始などの弊社の休業期間を除きます。)

事故が起こった場合のご連絡先

事故受付センター フリーイヤル 0120-323-671(24時間365日対応)

弊社との間で問題が解決できない場合

一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」 フリーイヤル 0120-82-1144
受付時間:月曜日から金曜日 午前9時～12時、午後1時～5時(祝日および年末年始休業期間を除きます)

少額短期保険会社

セーフティージャパン・リスクマネジメント株式会社 〒550-0002 大阪市西区江戸堀2丁目1番1号
(2014.12改)

個人情報に関するお取扱いについて

弊社は、個人情報の保護が重要な責務であることを深く認識し、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）およびその他関連法令を遵守した業務運営を行い、その運営方針を定め、個人情報の適正な取扱いを確保するとともに、安全かつ確実な管理を行います。

1. 個人情報の取得

弊社は、業務上必要な範囲内かつ適法で公正な方法により個人情報を取得します。

2. 個人情報の利用目的

弊社は個人情報を次の目的のために利用します。ご本人の同意なく、これらの目的以外に利用することはできません。これらの目的を変更する場合には、ご本人に通知またはホームページ等により公表します。

(1)保険契約の引受・維持・管理

(2)保険金の支払い

(3)再保険契約の締結および再保険金の請求

(4)弊社および提携先・委託先の情報提供および商品・サービスの案内

(5)商品・サービスの改善等のためのアンケート等の実施

(6)その他、上記(1)から(5)に付随する業務および弊社の業務運営を適切かつ円滑に行うための業務

3. 個人情報の第三者への提供

弊社は、以下の場合において、個人情報を第三者に提供します。

(1)ご本人が同意されている場合

(2)利用目的の範囲内で業務を委託する場合（弊社代理店を含む）

(3)適正な保険金支払いのため、保険事故の関係者へ提供する場合

(4)保険金支払いの健全な運営のため、他の保険業に関連する企業・団体・協会等へ提供する場合

(5)再保険契約の締結のため、再保険会社へ提供する場合

(6)法令に基づく場合

4. 個人情報の安全管理

弊社は個人情報の紛失・漏えいなどの防止およびその他個人情報保護のための体制を整備し、個人情報の安全な管理に努めます。

また、弊社が外部に個人情報の取扱いを委託する場合、個人情報の保護に関する措置が十分な委託先を選定し、委託後の業務遂行につきまして適切に管理します。

5. 収集する個人情報の種類

弊社は保険契約の締結、維持管理、商品・サービスの案内および提供に必要となるご本人の住所、氏名、生年月日、性別、電話番号などの個人情報を収集・保管いたします。

6. センシティブ情報の取扱い

業務遂行上必要な範囲に限り、センシティブ情報の取得、利用、第三者への提供を行います。

7. 個人情報の開示、訂正、利用停止等

弊社は個人情報の開示、訂正、利用停止等のご請求があった場合には、ご本人であることを確認させていただいたうえで、弊社所定の手続きにて対応いたします。

なお、個人情報の開示には弊社所定の手数料をいただくことがあります。

8. 電話での個人情報の取扱いについて

弊社は業務の運営管理・サービスの充実等のため、お客様と弊社のコールセンター（委託先を含む）とのお取引やお問合せに関する内容を記録または録音させていただく場合があります。

賃貸くらし安心サポート

「賃貸くらし安心保険」にご加入中のお客様は、水まわりのトラブル・カギ開け・ガラス破損の緊急対応、緊急出動サービスがご利用いただけます。

初回のご利用は無料です。（初回のご利用から1年が経過した場合も無料でご利用いただけます。）

対象となる物件	「賃貸くらし安心保険」の対象となる家財を収容されている物件（以下、サービス対象物件といいます。）とします。
対象期間	「賃貸くらし安心保険」の開始から終了までとし、かつサービス対象物件に入居されている期間（以下、サービス対象期間といいます。）とします。

水まわりのトラブル・カギ開け・ガラス破損の緊急対応、緊急出動サービス

次のようなとき、専門業者が応急対応を行います。

- お風呂の水が止まらない、あふれている（水まわりのトラブル）
- 外出先でドアロックのカギを紛失し、家に入れない（カギ開け）
- 誤って窓ガラスを割ってしまった（ガラス破損の応急対応）

【賃貸くらし安心サポートをご利用される際のご注意】

- ①緊急出動サービスの対象は、サービス対象物件のうち、お客様が居住する部分に生じたトラブルに限ります。
- ②離島など、サービスをご利用になれない地域または時間帯があります。また、諸事情によっては、緊急出動サービスをご利用になれない場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ③ご利用のサービスが損害保険金のお支払の対象になる場合には、損害保険金としてのお取り扱いになります。
- ④次のいずれかの場合、無料サービスの対象となりません。

- ◆部品代等の費用
- ◆作業が30分を超える時間分の作業費用
- ◆給排水パイプの凍結
- ◆マンション共用部分や上下水道部分のトラブル
- ◆お客様の故意および重大な過失
- ◆初回のご利用から1年が経過していない場合
- ◆サービス対象期間外
- ◆戦争ならびに地震・噴火またはこれらによる津波等の自然災害
- ◆弊社が無料サービスの対象外と判断した場合
- ⑤サービスの受付時には、ご契約者がご加入の契約内容を確認させていただいたうえで、サービスの手配をさせていただきますが、何らかの理由により契約内容を確認できない場合、防犯上の観点からサービスの提供をお断りすることや、作業に要する費用を一時立替えいただくことがあります。
- ⑥ガラス修理サービスに関しては、応急処置ではなく修理業者を紹介するサービスです。修理代金はお客様にて立替えていただき、のちほどご精算させていただくこととなります。
- ⑦無料サービスは以下の無料作業の範囲となる応急対応で、応急対応に伴う交換部品代、スペアキーの製作費用および特殊作業※の費用などはお客様のご負担となります。

【水まわりのトラブル:無料作業の範囲】

排水管作業は屋内の取り外し可能なジョイント部分や汚水ますから作業が可能な範囲まで。給水管作業は建物内からメーターボックスまで。なお、壁面内部や基底部の集合配管等、大規模な工事が必要とされる場所は作業の対象となりません。

【カギ開け:無料作業の範囲】

住宅入口ドアの錠前の開錠（いわゆるピッキング作業）によります。

※特殊作業（有料）…合いカギ製作、錠前・シリンドー取り替えなど

ご利用は

フリーダイヤル 0120-700-099 (24時間365日受付)

このサービスは保険約款・特約に基づいたものではありません。

また、このサービスは予告なく内容を変更または中止することがあります。